

議案第 39 号

山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例（平成 27 年山陽小野田市条例第
42 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「大学推進室」を「企画部企画課」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第39号参考資料

山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>企画部企画課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>大学推進室</u>において処理する。</p>